

令和3年度 第1回熊本市移動等円滑化推進協議会

都市建設局 健康福祉局

(1) 運営要綱の制定及び会長・副会長選任

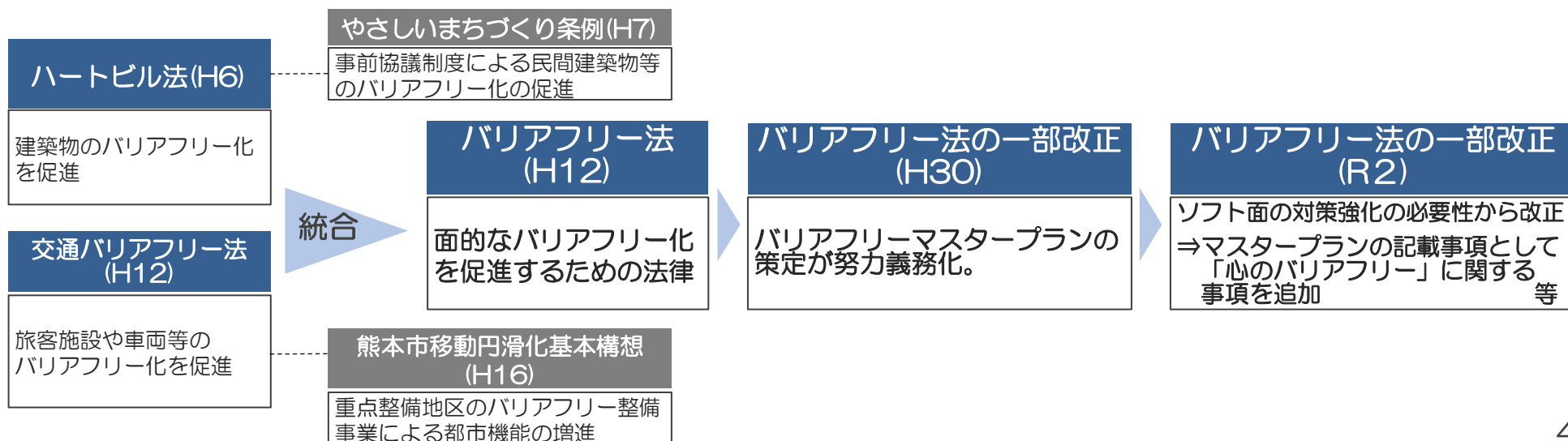
(2) バリアフリーマスタープランについて

①はじめに

①はじめに

■背景

- 国においては、東京パラリンピック競技大会を共生社会の実現に向けて社会構造を変える絶好の機会と捉え、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）及び国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）を「ユニバーサルデザイン2020行動計画（H29）」としてとりまとめた。
- 面的かつ一体的なバリアフリー化を目的に制定されたバリアフリー法の改正（H30）により「バリアフリーマスタープラン」の策定が努力義務化。その後、R2年の法改正で「心のバリアフリー」が追加。
- 本市では、これまで「誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市」の実現を目指し、熊本県やさしいまちづくり条例や熊本市移動円滑化基本構想に基づき、個々の施設毎にバリアフリー化を実施してきたが、今後更に建築物や道路等の連続性を確保した面的・一体的なバリアフリーのまちづくりや全ての人々が相互に理解を深めるための「心のバリアフリー」等の推進が重要。
- 平成28年熊本地震や近年の新型コロナウイルス感染症いわゆるコロナ禍の経験によりバリアフリー化を進める上での新たな課題も確認。



■目的

マスタープランを策定し、社会的障壁（物理的障壁や人々の心にある障壁）を取り除くのは社会の責務であるという考え方を共有し、移動しやすい環境をつくり出すことで、自立と共生のまちづくりにつなげる。

①はじめに

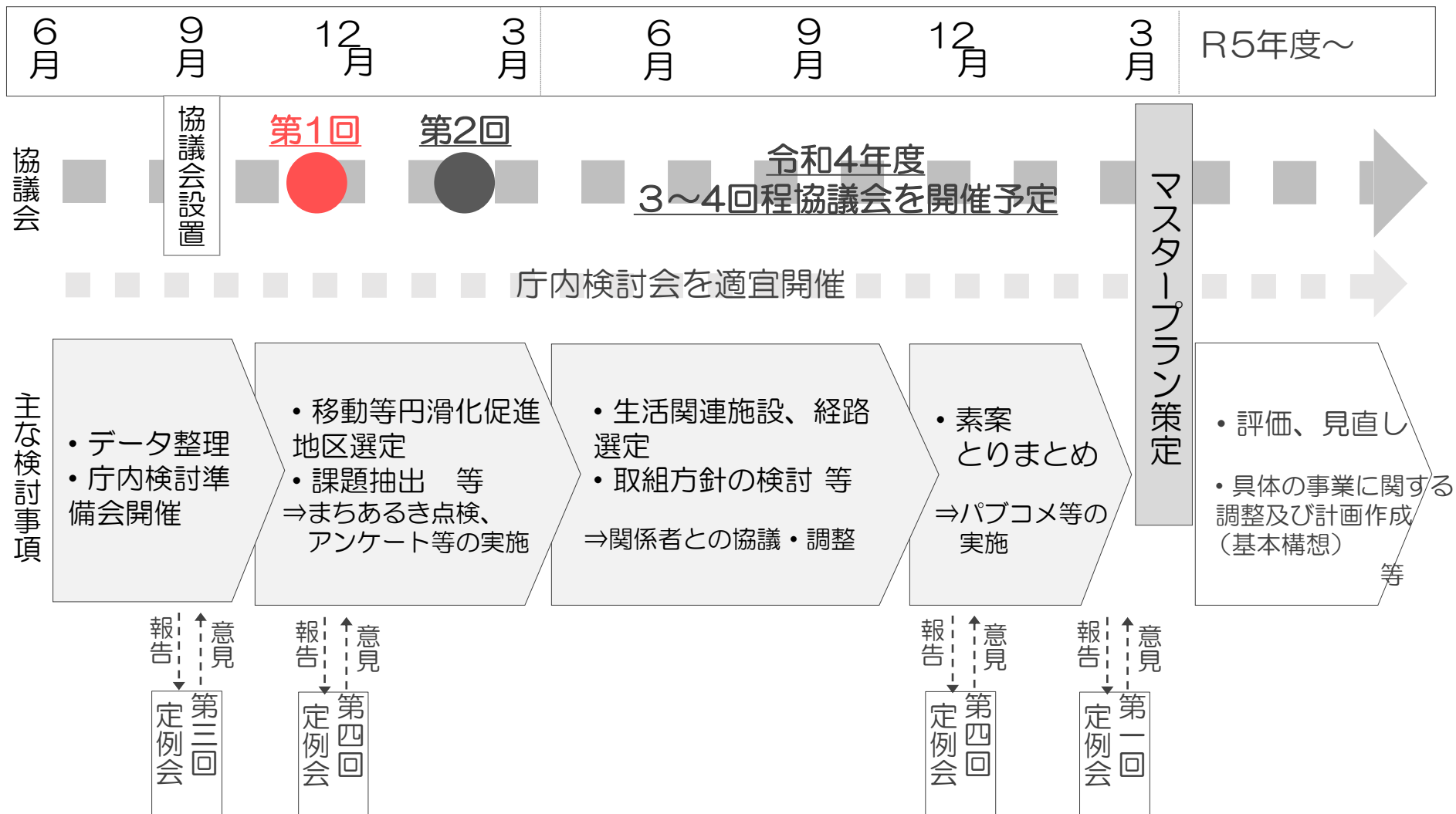
■移動等円滑化協議会における協議内容（予定）

○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条第1項に基づき、学識、施設管理者及び住民等で構成する協議会を設置。関係団体と意見交換を行いながら検討を進める体制を構築し、**継続した取組の推進を図る。**

	協議内容	時期
第1回	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリーマスタープランの全体構成の共有・基本理念、基本方針等・移動等円滑化促進地区選定の基本手順・意見聴取（市民参画）の手法 等	R3.11.2
第2回	<ul style="list-style-type: none">・意見聴取結果を踏まえた課題整理・移動等円滑化促進地区等の設定 等	R4.2頃 (予定)
第3回 ～ 第6回	<ul style="list-style-type: none">・意見聴取結果を踏まえた課題整理・生活関連施設や経路の設定・地区の特性や課題を踏まえた取組方針の整理・心のバリアフリーについて・パブリックコメント等の意見聴取等・バリアフリーマスタープランとりまとめ 等	R4年度中 (予定)

①はじめに

■今後の進め方



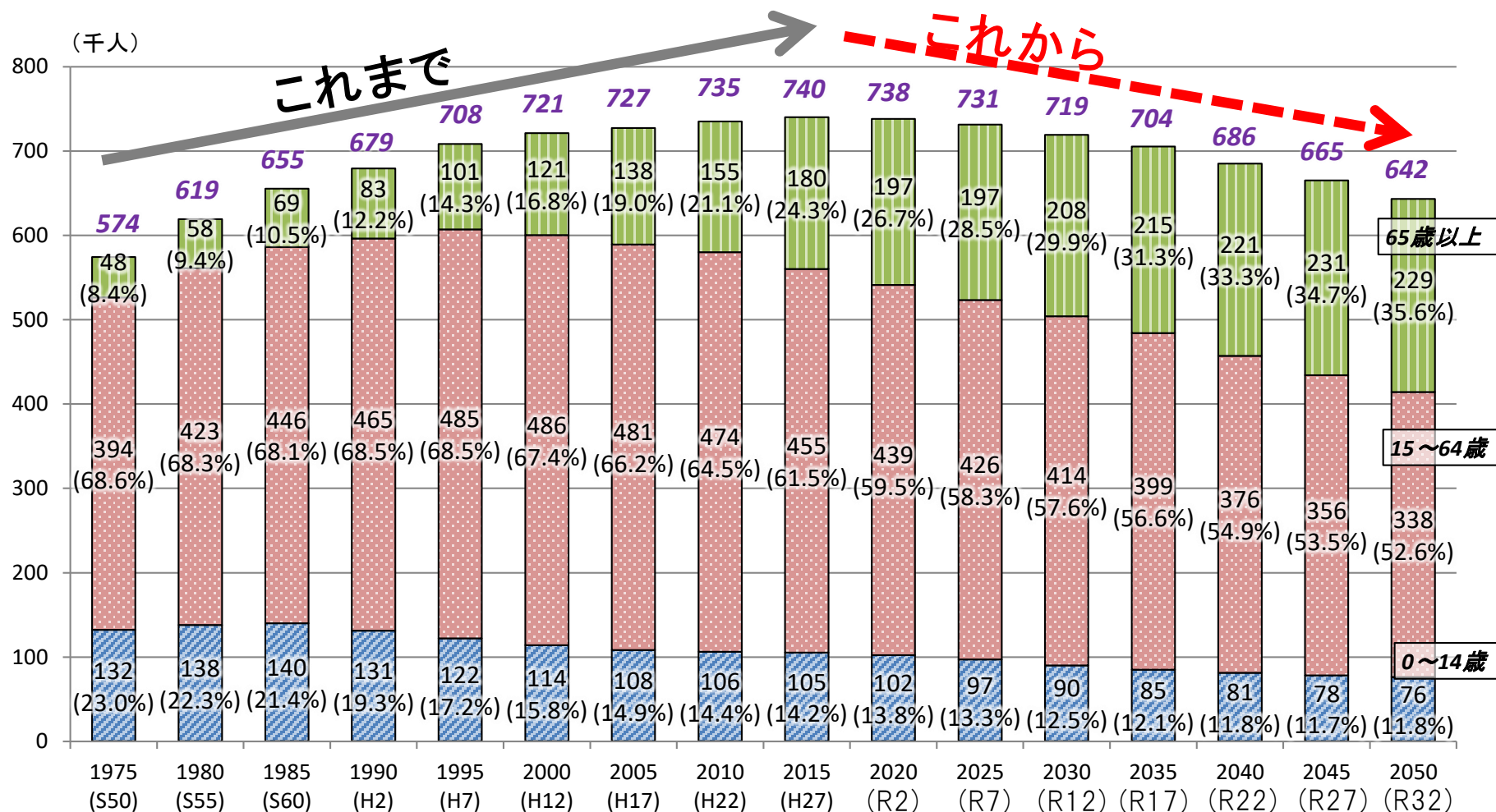
②本市のバリアフリーに関する現状

②本市のバリアフリーに関する現状

1 本市の概況

■人口の推移と将来推計

○本市においては、将来、人口減少が予想されるとともに、65歳以上人口が大幅に増加していく見込み。

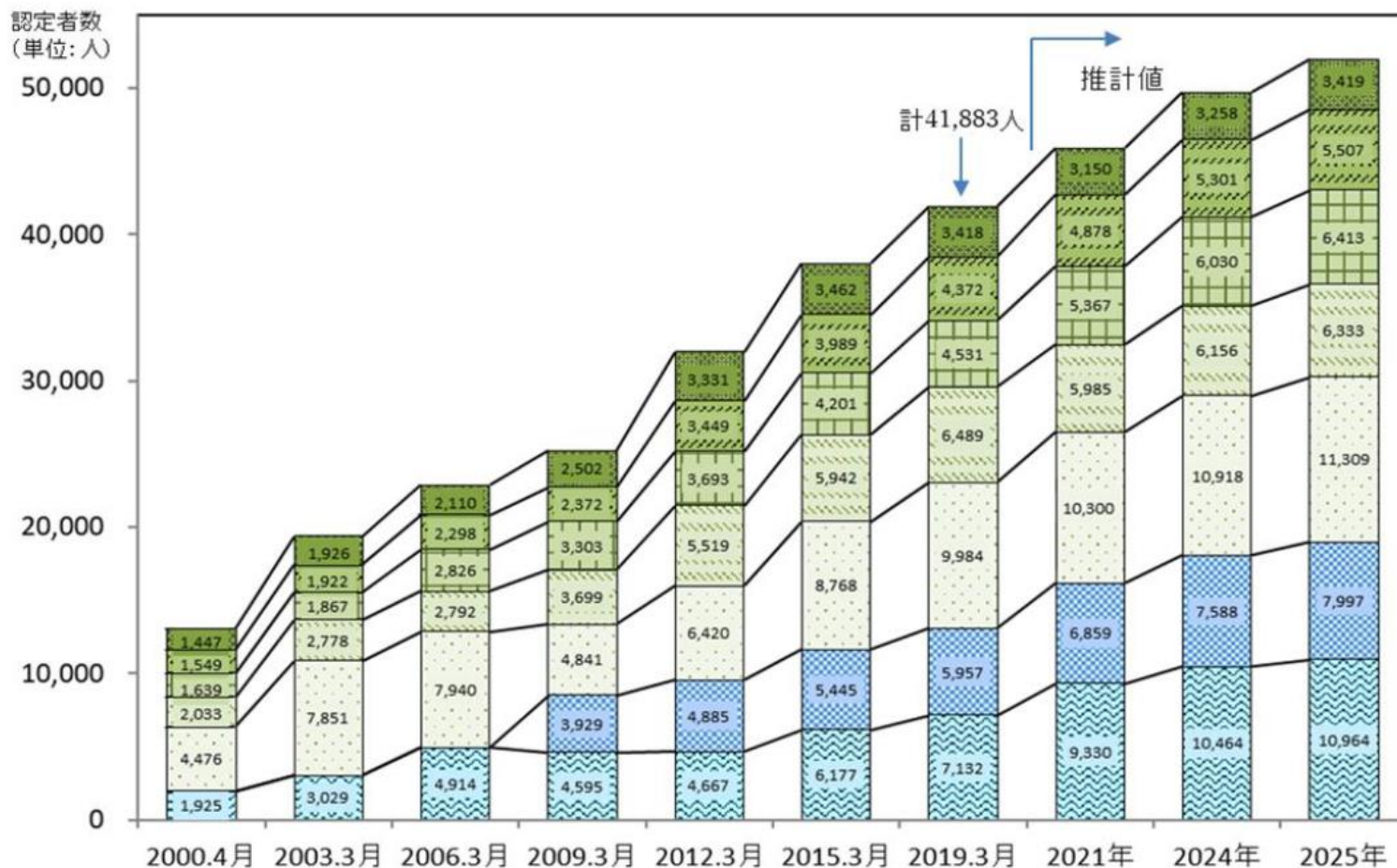


②本市のバリアフリーに関する現状

1 本市の概況

■要介護認定者数の推移と将来推計

○要介護認定者数については、制度開始当初の2000年4月から2019年3月にかけて、3.2倍に増加しており、今後も引き続き増加していく見込み。



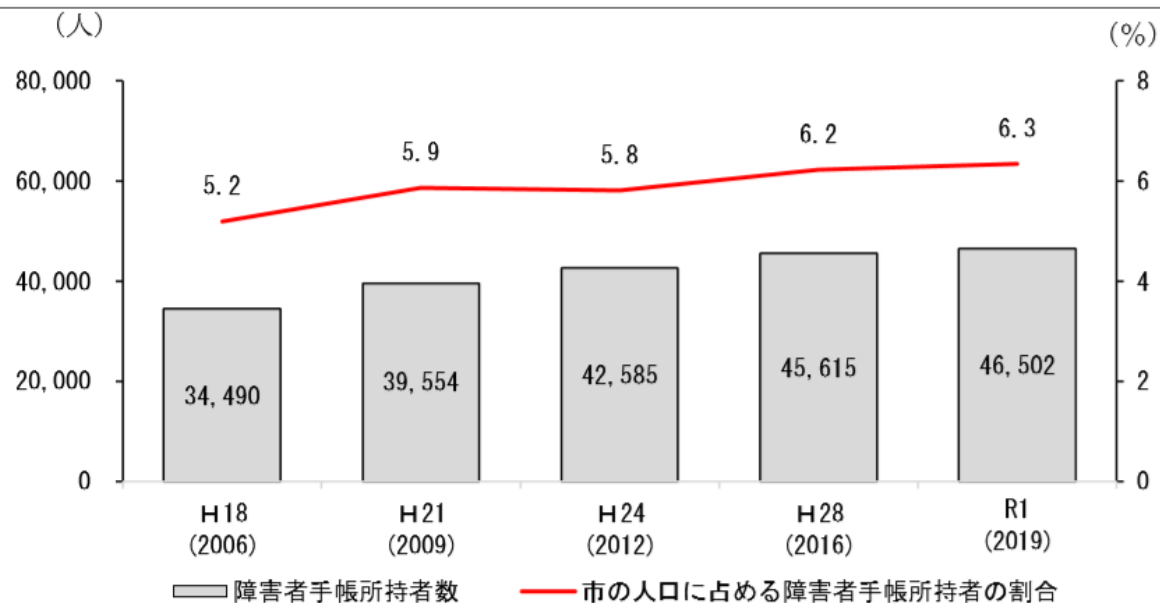
■ 要支援1(旧要支援)
 ■ 要支援2
 ■ 要介護1
 ■ 要介護2
 ■ 要介護3
 ■ 要介護4
 ■ 要介護5

②本市のバリアフリーに関する現状

1 本市の概況

■障害者手帳所持者数と対人口比の推移

○2019年度末で、市民の6.3%が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している状況であり、所持者数は年々増加傾向にある。



単位：人

年度	H18 (2006)	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)
身体障害者手帳	26,727	29,562	30,661	30,814	29,820
療育手帳	4,042	4,999	5,686	6,600	7,260
精神障害者保健福祉手帳	3,721	4,993	6,238	8,201	9,422
合計	34,490	39,554	42,585	45,615	46,502

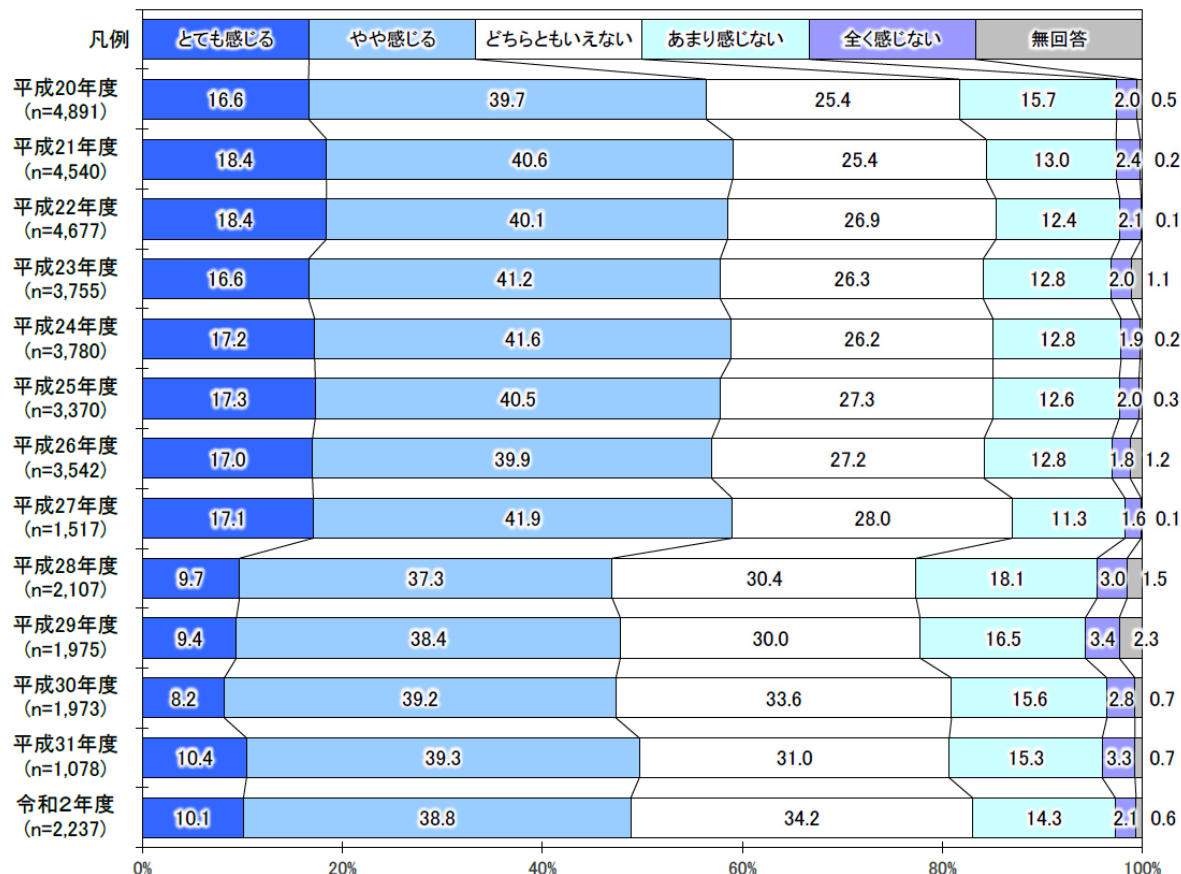
※各年度末時点

②本市のバリアフリーに関する現状

1 本市の概況

■健やかでいきいきと暮らしていると感じている市民の割合(経年比較)

○市民アンケートにおける、「障がいや病気の有無に関わらず、健やかでいきいきと暮らしていると感じる市民の割合」については、「とても感じる」(10.1%)、「やや感じる」38.8%)を合わせた割合は48.9%で、「全く感じない」(2.1%)、「あまり感じない」(14.3%)を合わせた割合16.4%を32.5ポイント上回っている。



【図 健やかでいきいきと暮らしていると感じている市民の割合(経年比較)】

【表 // 市民の割合(属性別)】

	サンプル数	感じる とても	感じる やや	いえ ない と ち う と	感じ ない あ ま り	感じ ない 全 く	無 回 答	
全体	2,237	10.1	38.8	34.2	14.3	2.1	0.6	
性別	男性	888	11.7	38.2	32.4	14.9	2.3	0.6
	女性	1,253	8.9	39.3	35.3	14.2	1.8	0.5
	無回答	96	13.2	42.6	30.9	8.8	1.5	2.9
年代別	20-24歳	60	16.7	38.3	26.7	18.3	-	-
	25-29歳	100	9.0	43.0	34.0	11.0	3.0	-
	30-34歳	134	9.7	36.6	41.0	10.4	2.2	-
	35-39歳	144	9.7	29.9	41.0	17.4	2.1	-
	40-44歳	186	12.4	30.6	40.3	13.4	2.7	0.5
	45-49歳	183	7.1	36.1	36.6	16.4	3.8	-
	50-54歳	198	6.1	39.4	35.9	17.7	1.0	-
	55-59歳	180	5.0	38.3	35.0	16.1	5.0	0.6
	60-64歳	203	4.9	33.0	39.9	19.7	2.0	0.5
	65-69歳	222	10.8	36.9	35.1	14.9	1.8	0.5
	70-74歳	253	11.9	45.8	30.4	9.5	0.8	1.6
	75-79歳	146	13.0	50.0	23.3	11.6	0.7	1.4
	80歳以上	168	19.0	44.0	22.6	11.3	1.2	1.8
無回答	60	13.3	45.0	26.7	11.7	1.7	1.7	
地区別	中央区	519	11.4	40.7	34.3	11.8	1.5	0.4
	東区	560	10.7	39.6	32.3	14.5	1.8	1.1
	西区	252	7.9	36.5	37.3	13.9	4.0	0.4
	南区	381	9.4	39.1	34.4	15.0	1.8	0.3
	北区	416	9.9	37.5	34.4	16.1	2.2	1.1
	無回答	109	9.2	33.9	33.9	17.4	1.8	3.7

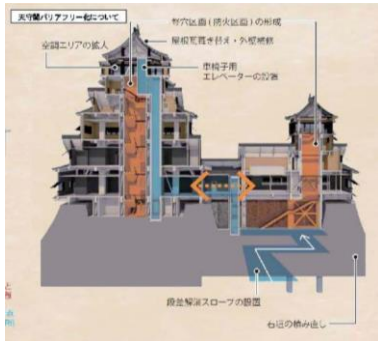
②本市のバリアフリーに関する現状

2 これまでの取組等

・建築物等

【熊本城天守閣のバリアフリー化】

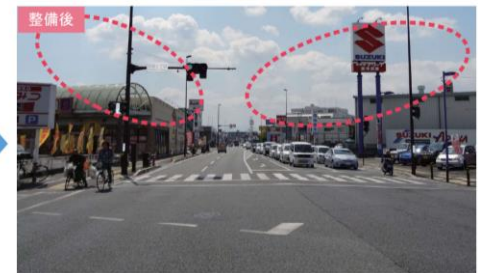
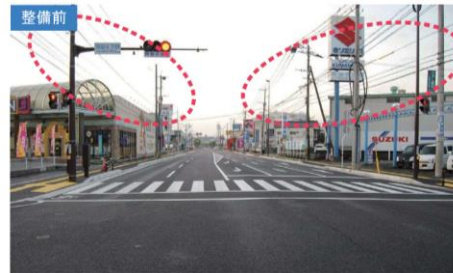
車いすエレベーターの設置等



・道路等

【道路整備プログラムに基づく整備(無電柱化)】

『道路整備プログラム』に基づく通行空間の確保



・公共交通

【電停改良計画に基づく整備】

電停ホームのバリアフリー化



【車両のバリアフリー化】

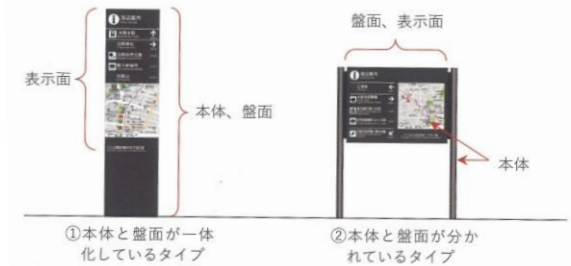
スロープ付車両の導入



・その他

【公共サインガイドラインでの取組】

文字やサインで使用する色彩は、誰もが的確に判断し、利用できるようカラーユニバーサルデザインに配慮する旨記載



②本市のバリアフリーに関する現状

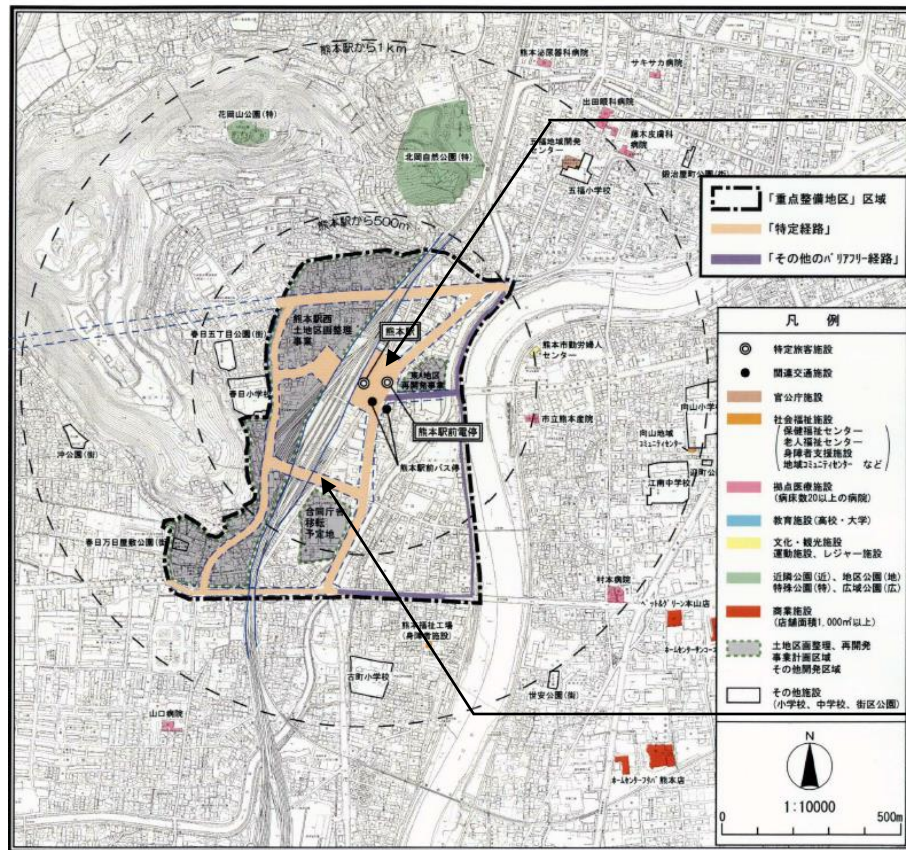
2 これまでの取組等

■熊本市移動円滑化基本構想（H16-H26）の概要

○旧交通バリアフリー法に基づき、平成16年に、主要な旅客施設周辺において、バリアフリー化の改善の必要性が高い「熊本駅周辺地区」と「健軍町電停周辺地区」を重点整備地区として、整備方針や具体的取組等を取りまとめたもの。

※令和2年度、歩道整備などバリアフリーに関するハード面での事業が完了

【重点整備地区の区域設定（熊本駅周辺地区）】



【基本構想に基づいた整備状況】

- 熊本駅前電停周辺



- 都市計画道路：熊本駅南線

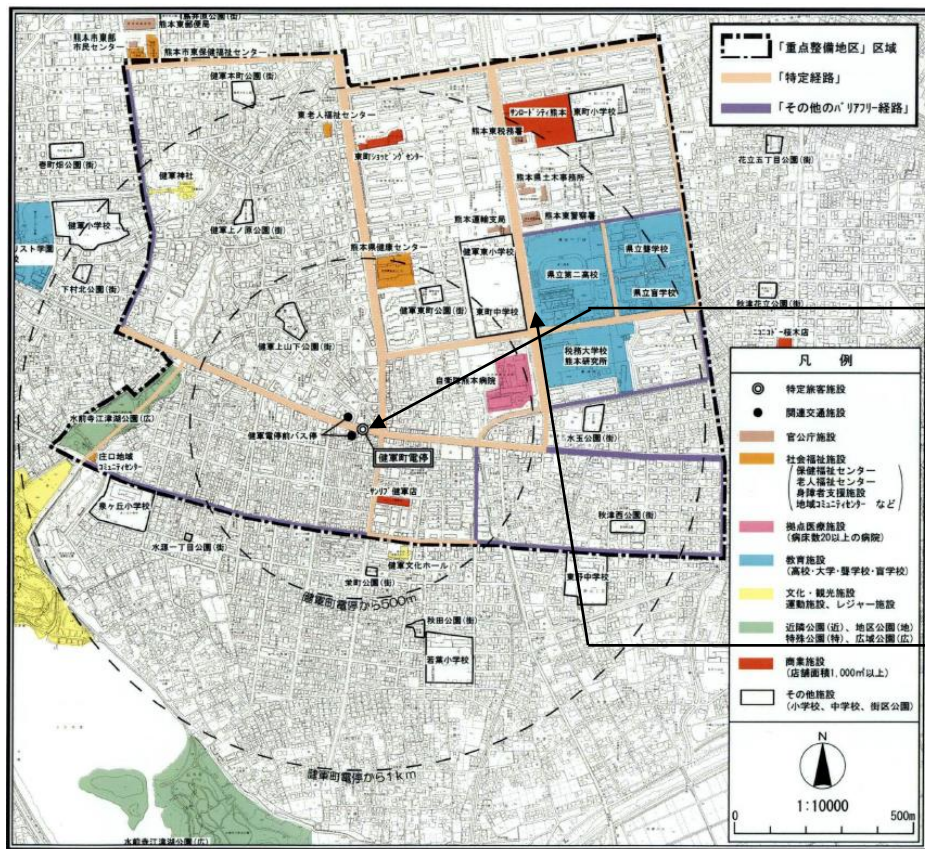


②本市のバリアフリーに関する現状

2 これまでの取組等

■熊本市移動円滑化基本構想（H16-H26）の概要

【重点整備地区の区域設定（健軍町電停周辺地区）】



【基本構想に基づいた整備状況】

・健軍町電停前



・盲学校前



③バリアフリーマスタープランの主な内容

③バリアフリーマスタープランの主な内容

バリアフリーマスタープランは、バリアフリー法やガイドラインに基づき、以下の内容で構成。

バリアフリーマスタープランの主な内容

- マスタープラン策定の背景・目的
- マスタープランの位置づけ・計画期間
- 基本理念・基本方針
- 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針
- バリアフリーに関するソフト施策
- 届出行為
- マスタープランの推進体制

今回

第1回協議会

- 全体の概要
- 基本理念等
- 移動等円滑化促進地区選定の手順
- 生活関連施設及び経路設定の考え方

特にご意見
伺いたい事項

R3.12~R4.1頃

- ・アンケート調査
- ・まちあるき点検
- ・事業者等へのヒアリング

R4.2頃

第2回協議会

- 移動等円滑化促進地区（案）
- 意見聴取結果等を踏まえた課題 等

R4.4~

第3回協議会以降

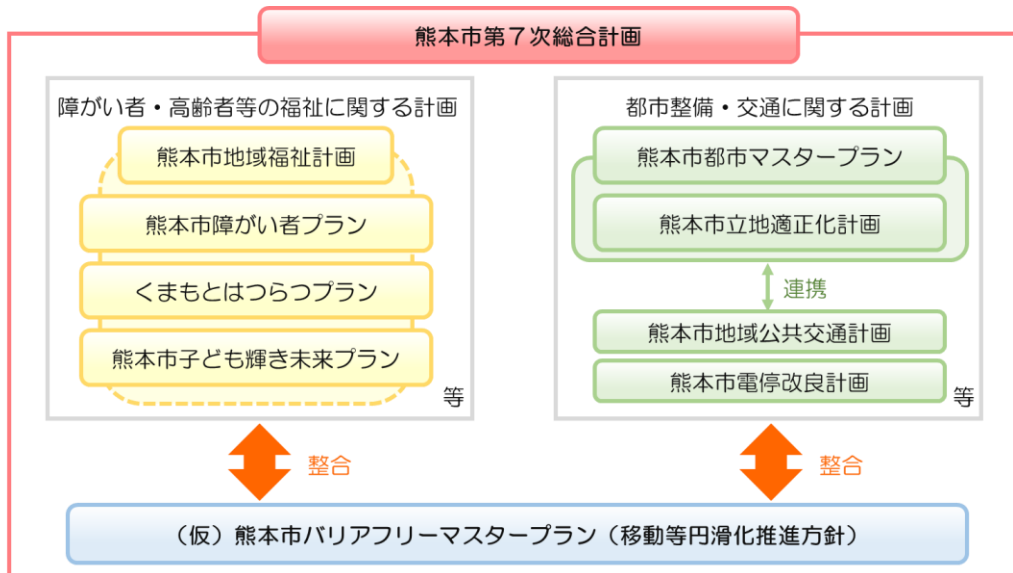
- 生活関連施設・関連経路の設定
- 取組方針の設定
- 心のバリアフリーについて
- マスタープランのとりまとめ 等

③-1 マスタープランの位置づけ・計画期間

③-1 マスタープランの位置づけ・計画期間

1 マスタープラン策定の位置づけ

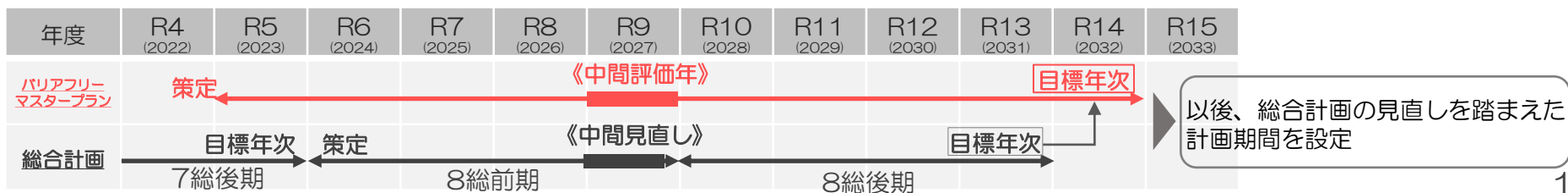
本計画は、市の最上位計画である熊本市第7次総合計画で定める都市像「上質な生活都市」を実現していく役割を担うとともに、福祉及び都市の両分野での個別計画との整合を図る。



2 計画期間

計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とする。

段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）を図るため、令和9年度（2028年度）に中間評価（バリアフリー化に関する措置の実施状況についての調査、分析 および 評価）を行い、持続的なバリアフリー化の推進に努める。



③-2 基本理念等

③-2 基本理念等

1 基本理念（案）

だれもが 移動しやすく 暮らしやすい 「おたがいさま」で支えあう 上質な生活都市

超高齢社会や人口減少社会を迎える中で、熊本地震の経験等を踏まえ、障がいの有無や年齢に関わらず、だれもが安心して生活できるようバリアフリーに対するイメージが伝わる表現として、基本理念を設定



2 基本方針（案）

基本理念（目指す都市像）の実現に向けた、取組等の方向性を基本方針として、4つ設定。

- ① 市民(地域)・事業者・行政の連携・協力によるバリアフリー化の推進
⇒市民の自発的な活動の支援や、事業者等との連携や協力による民間建築物等のバリアフリー化を促進する
- ② 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化
⇒立地適正化計画を踏まえ、より重点的に取り組むべき地区を明確にし、効率的・効果的な整備促進を図る
- ③ 市民一人一人が互いに支えあう共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の促進
⇒様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いに理解を深め支え合えるよう理解促進や意識の醸成を図る。
- ④ 継続的な進行管理と検証・反映による取組の推進やマスタープランの改善
⇒社会情勢や市民ニーズの変化、関連計画の見直し等を踏まえ、計画的・継続的なマスタープランの改善を図る

③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

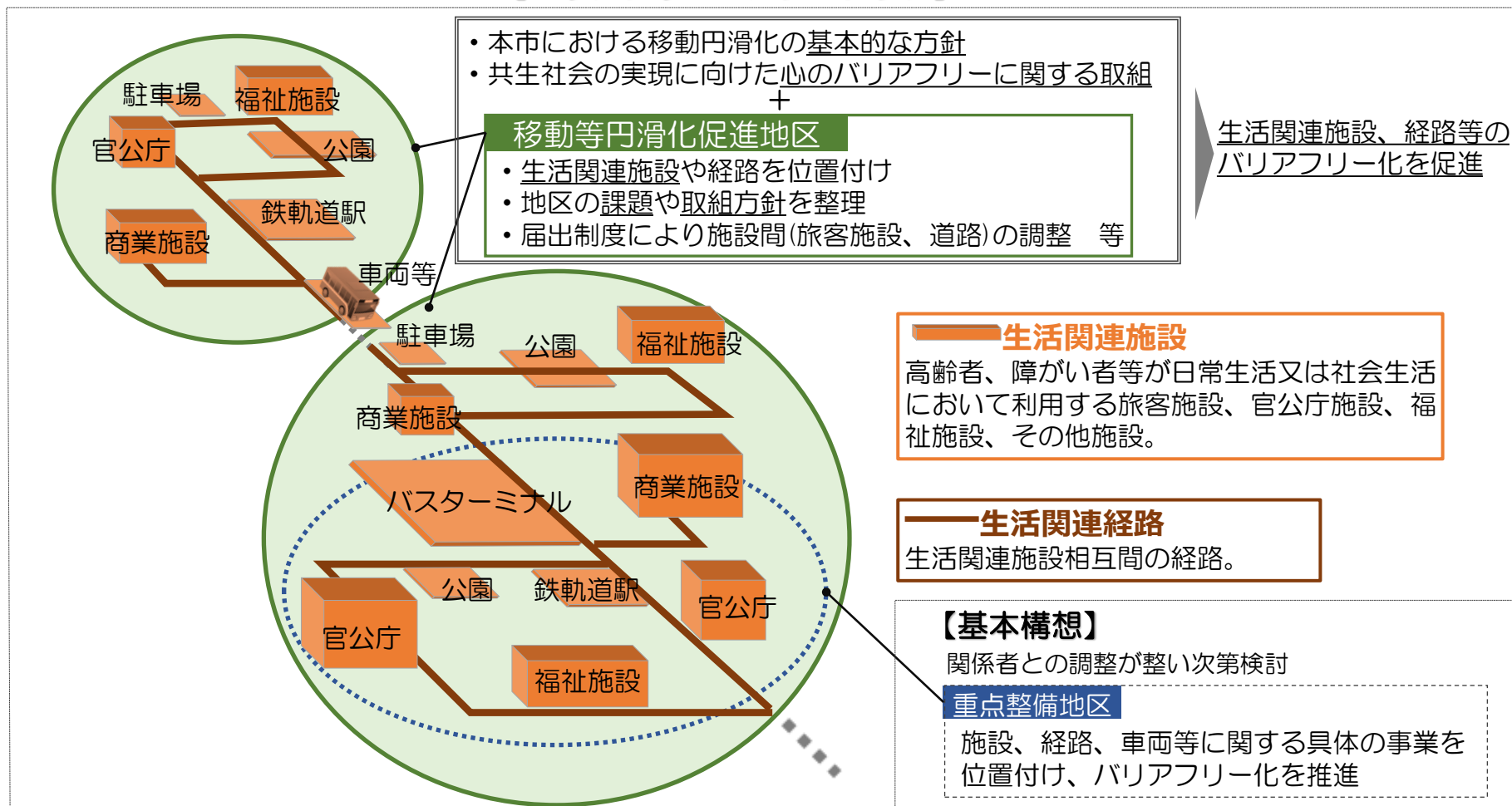
③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

1 移動等円滑化促進地区の概要

■移動等円滑化促進地区とは・・・

旅客施設を中心とした地区や、相当数の高齢者、障害者等が利用する施設が集積しそれらの移動が通常徒歩で行われる地区等、面的・一体的なバリアフリー化を促進すべき地区。本マスタープランでは、地区毎に生活関連施設及び経路を位置付け、地区の特性や課題を踏まえ移動等円滑化に向けた取組方針等を示す

【バリアフリーマスタープラン】



③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

1 移動等円滑化促進地区の概要

■移動等円滑化促進地区の要件

バリアフリー法及び基本方針における要件

- ① 高齢者、障がい者が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設やその他の施設があり※、かつ施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
※生活関連施設がおおむね3以上所在
- ② 生活関連施設及び生活関連経路(道路、広場、通路等)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区
- ③ 移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると特に認められる地区

■本市における移動等円滑化促進地区選定の基本手順（案）

- 商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保する都市機能誘導区域(中心市街地及び15の地域拠点)については、特に移動等円滑化の観点が必要であるため、候補地として選定
- 中心市街地や都市機能誘導区域などの生活拠点に容易にアクセスすることができる居住誘導区域等についても、生活関連施設等の配置状況や利用実態を踏まえ、必要に応じ候補地となりえる地区を抽出

左記の要件に、地区毎に整理した下記の視点等を加味

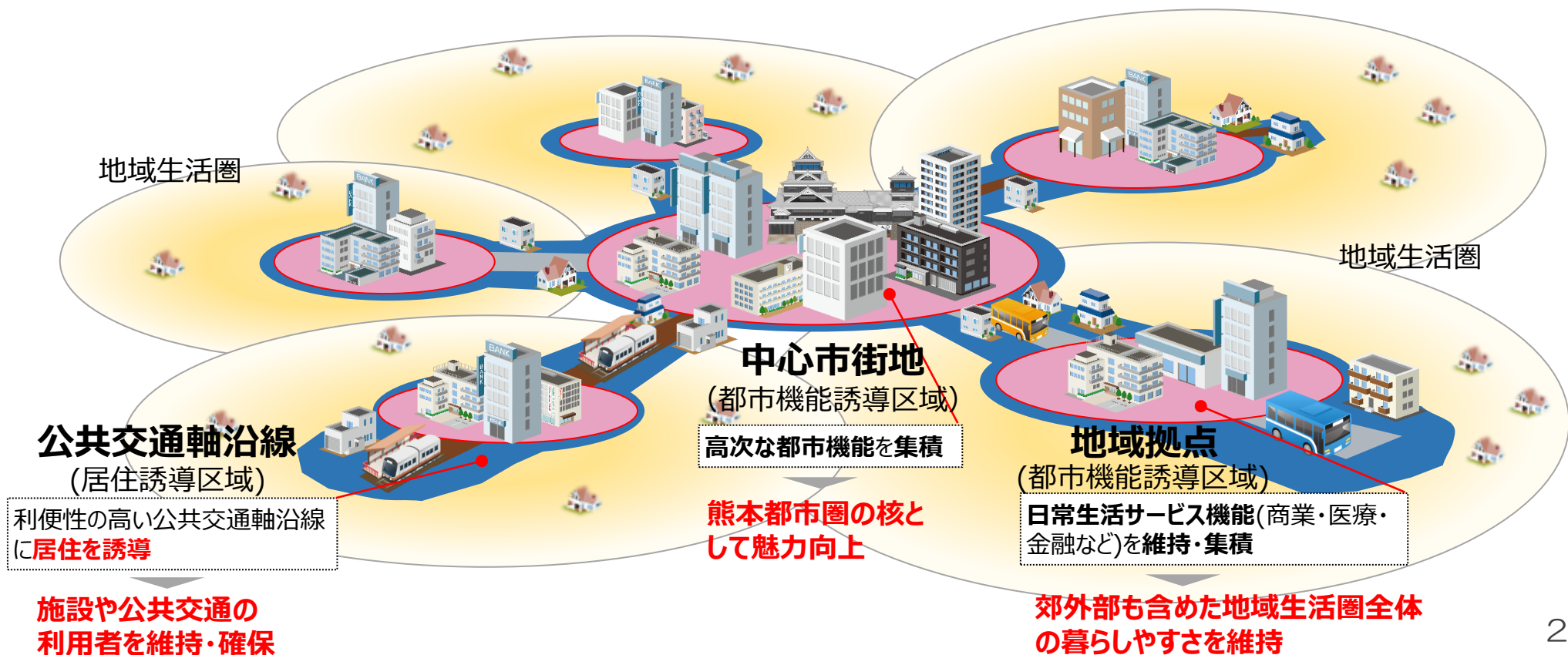
- 旅客施設の平均乗降客数(1日あたり)
- 生活関連施設数
- 高齢者、障がい者等の人口
- 特定道路の指定状況 等

協議会等でのご意見を踏まえて地区を選定

③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

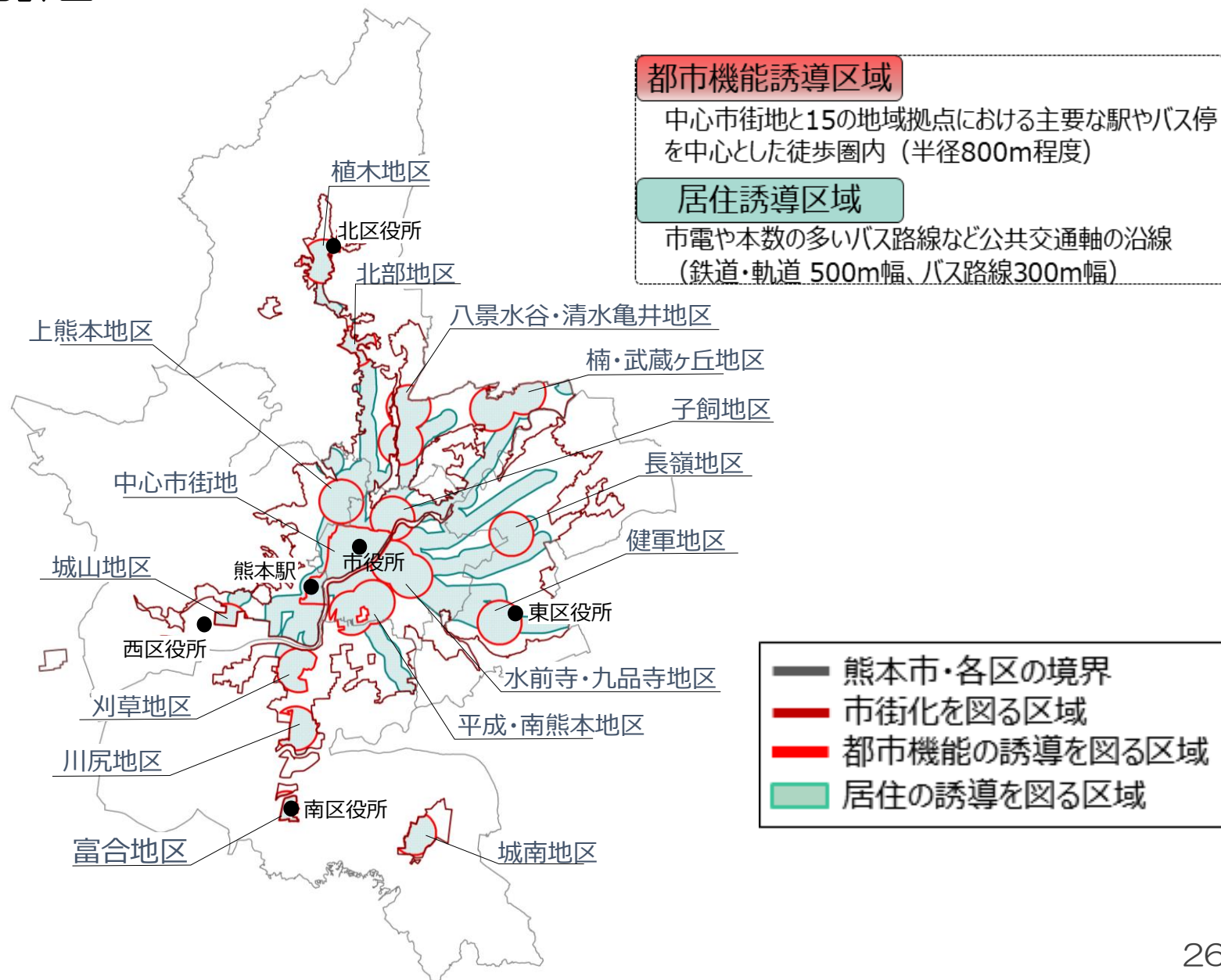
■多核連携都市について

- 人口減少・高齢化が見込まれる中でも都市の活力を維持していくため、中心市街地と15の地域拠点を利用性の高い公共交通で結ぶ“**多核連携都市**”を都市構造の将来像として位置付け。
- その実現に向け、都市機能や居住の誘導を図る区域などを示した「**熊本市立地適正化計画**(H28)」を策定。



③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

■ 熊本市立地適正化計画



③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

2 生活関連施設・生活関連経路の設定

■生活関連施設の設定

旅客施設、官公庁、病院、商業施設など、地区内で高齢者や障害者だけでなく、妊産婦等の多様な来訪者が多い施設について、施設管理者との協議調整を図りながら関係者等からのご意見を踏まえ設定

国交省ガイドラインで示されている生活関連施設	
区分	種類
官公庁	市役所・区役所、役場
	郵便局、銀行、ATM
	警察署（交番含む）、裁判所
	市民センター、コミセン等
教育・文化施設	図書館
	市民ホール、文化ホール
	学校（小・中・高等学校）
	博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
	商店街（地下街含む）
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園
	体育館・武道館その他屋内施設
その他施設	結婚式場、葬祭場冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設
	路外駐車場
旅客施設	



熊本市バリアフリーマスタープラン【生活関連施設 設定の考え方】（案）			
区分	種類	対象規模の目安	備考
官公庁	市役所・区役所、役場	全施設	左記の対象規模の目安のほか、各関係者等からのご意見を踏まえ、適宜生活関連施設として位置づけ
	郵便局、銀行		
	警察署（交番含む）、裁判所		
	市民センター、コミセン等		
教育・文化施設	図書館	全施設	
	市民ホール、文化ホール		
	学校（小・中・高等学校）、特別支援学校等		
	博物館・美術館・音楽館、資料館		
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	延床面積1,000㎡以上	
	総合福祉施設、老人・障がい者福祉施設等		
商業施設	大規模小売店舗等	延床面積1,000㎡以上	
	複合施設 等	延床面積合計1,000㎡以上	
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	延床面積2,000㎡以上	
公園・運動施設	公園	都市公園（街区公園を除く）	
	体育館・武道館その他屋内施設		
その他施設	結婚式場、葬祭場冠婚葬祭に関わる施設	延床面積2,000㎡以上	
	観光施設	全施設	
	特定路外駐車場	面積500㎡以上	
旅客施設	旅客施設（鉄道駅、鉄軌道駅、バスターミナル、バス停）	平均乗降客数100名以上/日	

③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

2 生活関連施設・生活関連経路の設定

■生活関連経路の設定

生活関連施設間を結ぶ経路など、バリアフリーへの配慮が特に必要な経路を下記の考え方にに基づき設定

【生活関連経路 設定の考え方】（案）

- ① 各地区の起点となる「旅客施設」からのアクセス動線に配慮し、「旅客施設」と「旅客施設以外の生活関連施設」を結ぶ経路
- ② 各地区内の回遊性、ネットワークに配慮し、生活関連施設間を結ぶ経路
- ③ 生活関連施設を訪れる人の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路、路線バス等の公共交通が運行する路線 等

※ 本市で既に指定されている「特定道路」については優先的に生活関連経路に位置付け
「特定道路」とは…道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の利用が見込まれる道路
(国土交通大臣が指定)

【熊本駅周辺】



【桜町バスターミナル周辺】



特定道路凡例
—— 整備済み
..... 未整備

その他、新水前寺駅周辺、健軍電停周辺の一部路線について指定済

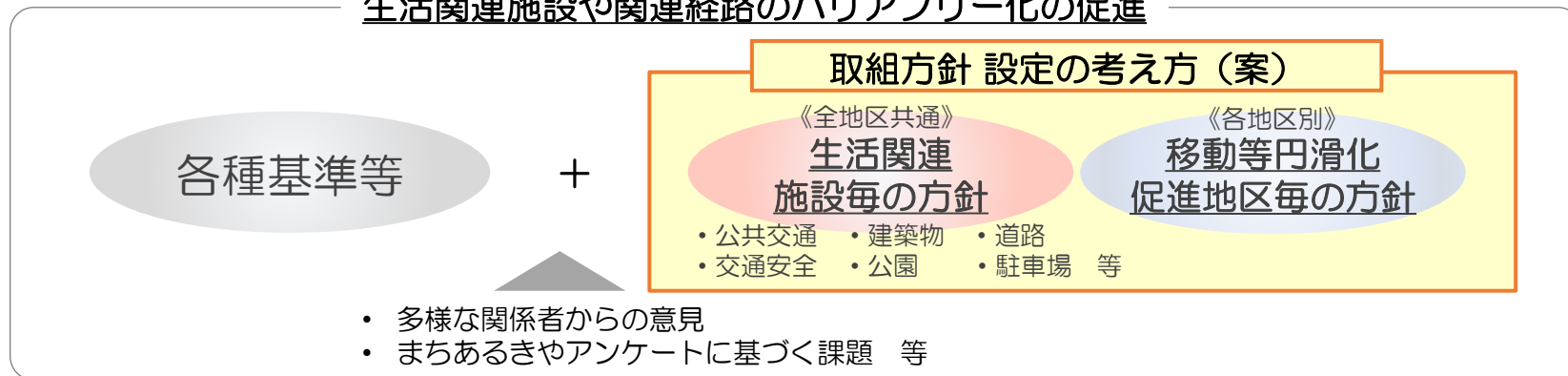
③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

3 地区別の移動等円滑化促進方針

●バリアフリーに関する取組方針

バリアフリー化に関する既存の各種基準等に加え、地区の特性や課題を踏まえた「生活関連施設毎」や「移動等円滑化促進地区毎」の取組方針を設定

生活関連施設や関連経路のバリアフリー化の促進



《生活関連施設毎の取組方針のイメージ》

●公共交通

- ✓ 利用者動線に配慮した案内設備の整備や電停等のバリアフリー化を図る。 等



●道路

- ✓ 歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。(歩道や誘導ブロックの設置) 等



●建築物

- ✓ 敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消する。
- ✓ 施設管理者等は、当該施設の整備状況に関する情報について、インターネット等により公表する。 等



③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

3 地区別の移動等円滑化促進方針

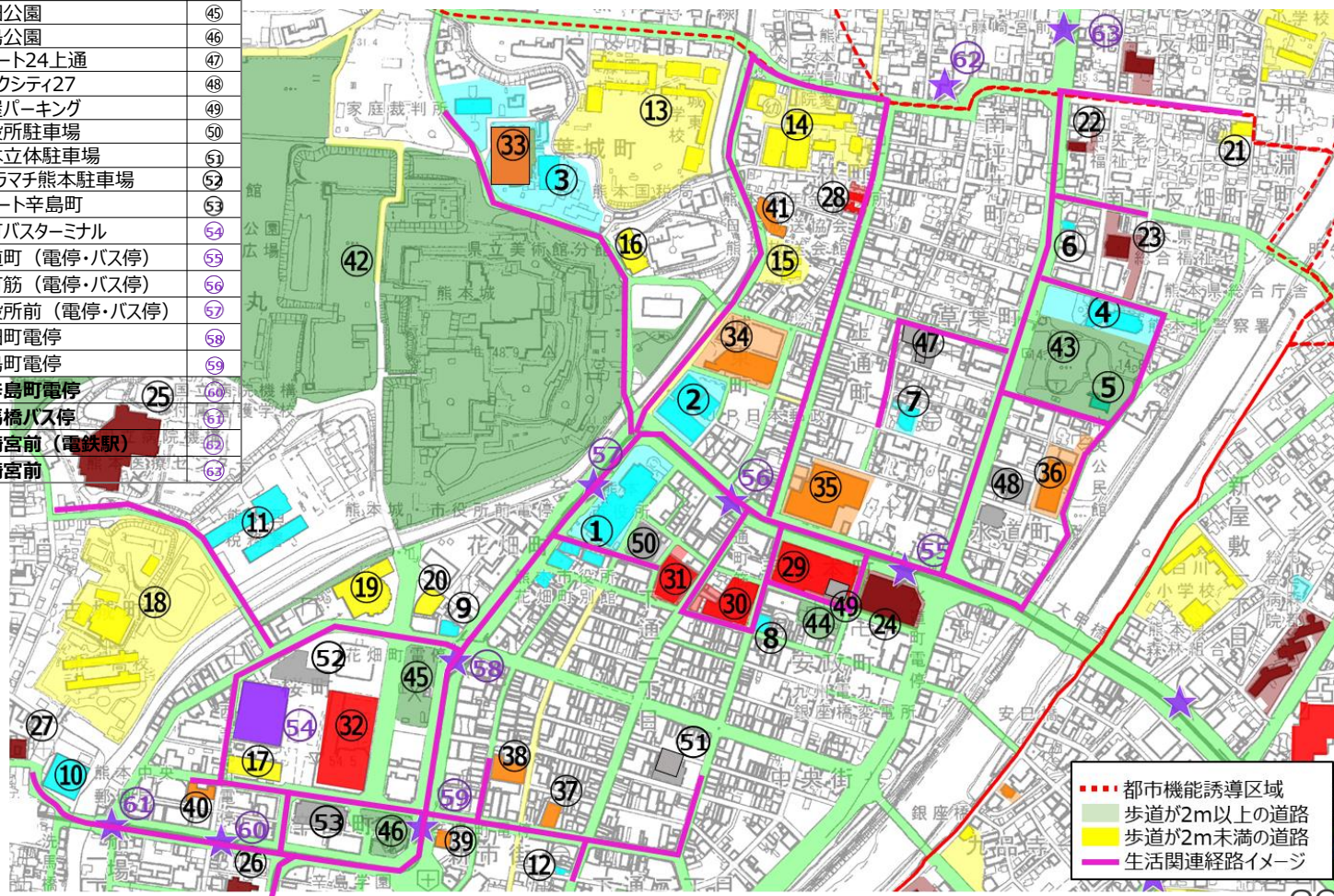
■移動等円滑化促進地区、生活関連施設及び経路（イメージ）

イメージ図

※協議会等でのご意見を踏まえ地区及び、施設、経路を設定

【中心市街地地区】

区分	施設名	番号	区分	施設名	番号
官公庁等	熊本市役所等	①	公園・運動施設	熊本城公園	④②
	日本郵政九州支社	②		白川公園	④③
	家庭裁判所等	③		蓮政寺公園	④④
	熊本中央警察署	④		花畑公園	④⑤
	熊本市中央公民館	⑤		辛島公園	④⑥
	南千畑郵便局	⑥		バースト24上通	④⑦
	上通郵便局	⑦	パークシティ27	④⑧	
	安政郵便局	⑧	鶴屋パーキング	④⑨	
	年金相談センター	⑨	市役所駐車場	④⑩	
	熊本中央郵便局	⑩	熊本立体駐車場	④⑪	
	熊本西税務署	⑪	サクラマチ熊本駐車場	④⑫	
	熊本新市街郵便局	⑫	バースト辛島町	④⑬	
教育・文化施設	城東小・藤園中	⑬	旅客施設	桜町バスターミナル	⑤④
	信愛女学院中学・高校	⑭		水道町（電停・バス停）	⑤⑤
	熊本大学附属幼稚園	⑮		通町筋（電停・バス停）	⑤⑥
	県立美術館	⑯		市役所前（電停・バス停）	⑤⑦
	熊本城ホール	⑰		花畑町電停	⑤⑧
	第一高等学校	⑱		辛島町電停	⑤⑨
保健・医療・福祉施設	市民会館	⑲		西辛島町電停	⑥⑥
	熊本国際交流会館	⑳		洗馬橋バス停	⑥⑦
	視台幼稚園	㉑		藤崎宮前（電鉄駅）	⑥⑧
	熊本県総合福祉センター	㉒		藤崎宮前	⑥⑨
	表参道吉田病院	㉓			
	熊本内科病院	㉔			
	熊本医療センター	㉕			
	嶋田病院	㉖			
	福田病院	㉗			
	イワサキエース並木坂店	㉘			
商業施設	鶴屋	㉙			
	COCOSA	㉚			
	カリノ	㉛			
	サクラマチクマモト	㉜			
	KKRホテル熊本	㉝			
	熊本ホテルキャッスル	㉞			
	ホテル日航熊本	㉟			
	メルパルク熊本	㊱			
	コンフォートホテル	㊲			
	リッチモンドホテル	㊳			
宿泊施設	熊本東急REIホテル	㊴			
	ドーミーイン熊本	㊵			
	アークホテル熊本	㊶			

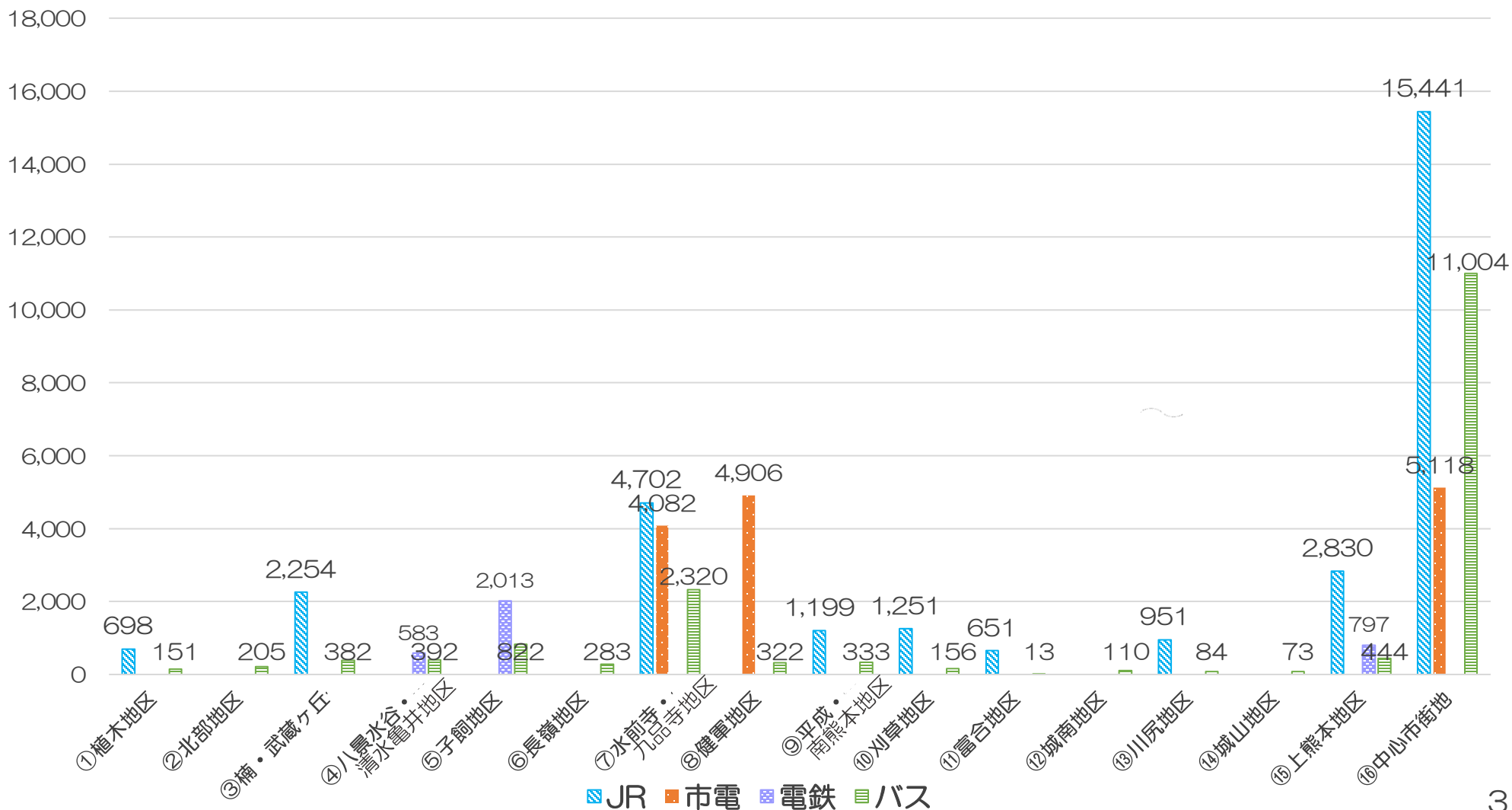


- - - 都市機能誘導区域
■ 歩道が2m以上の道路
■ 歩道が2m未満の道路
■ 生活関連経路イメージ

③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

○各地区の主要となる旅客施設（JR、市電、電鉄、バス）の一日あたりの平均乗降客数を拠点毎に比較

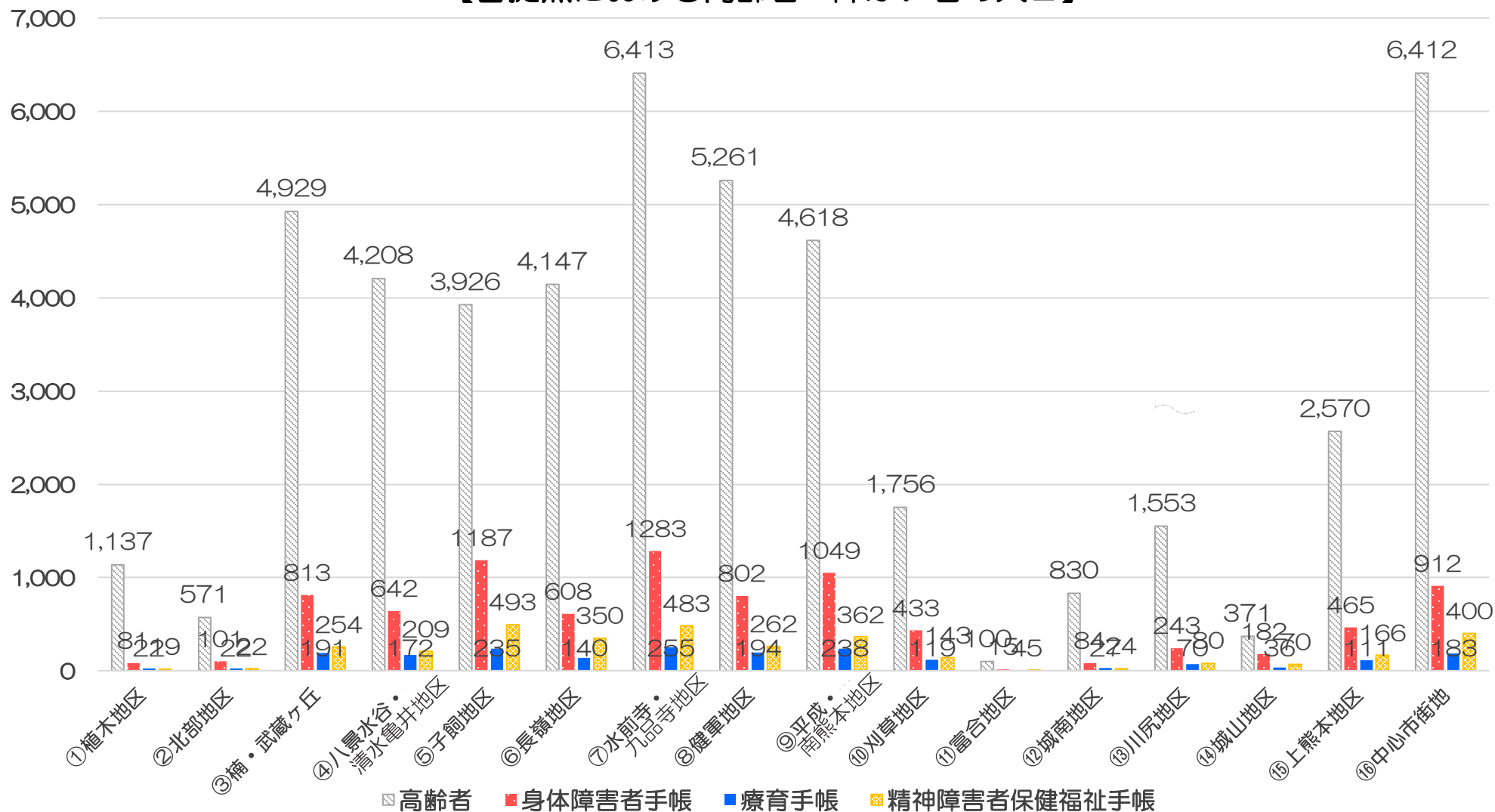
【各拠点における主要となる旅客施設での一日あたりの平均乗降客数】



③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

○高齢者人口、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者福祉手帳所持者数を拠点毎に比較

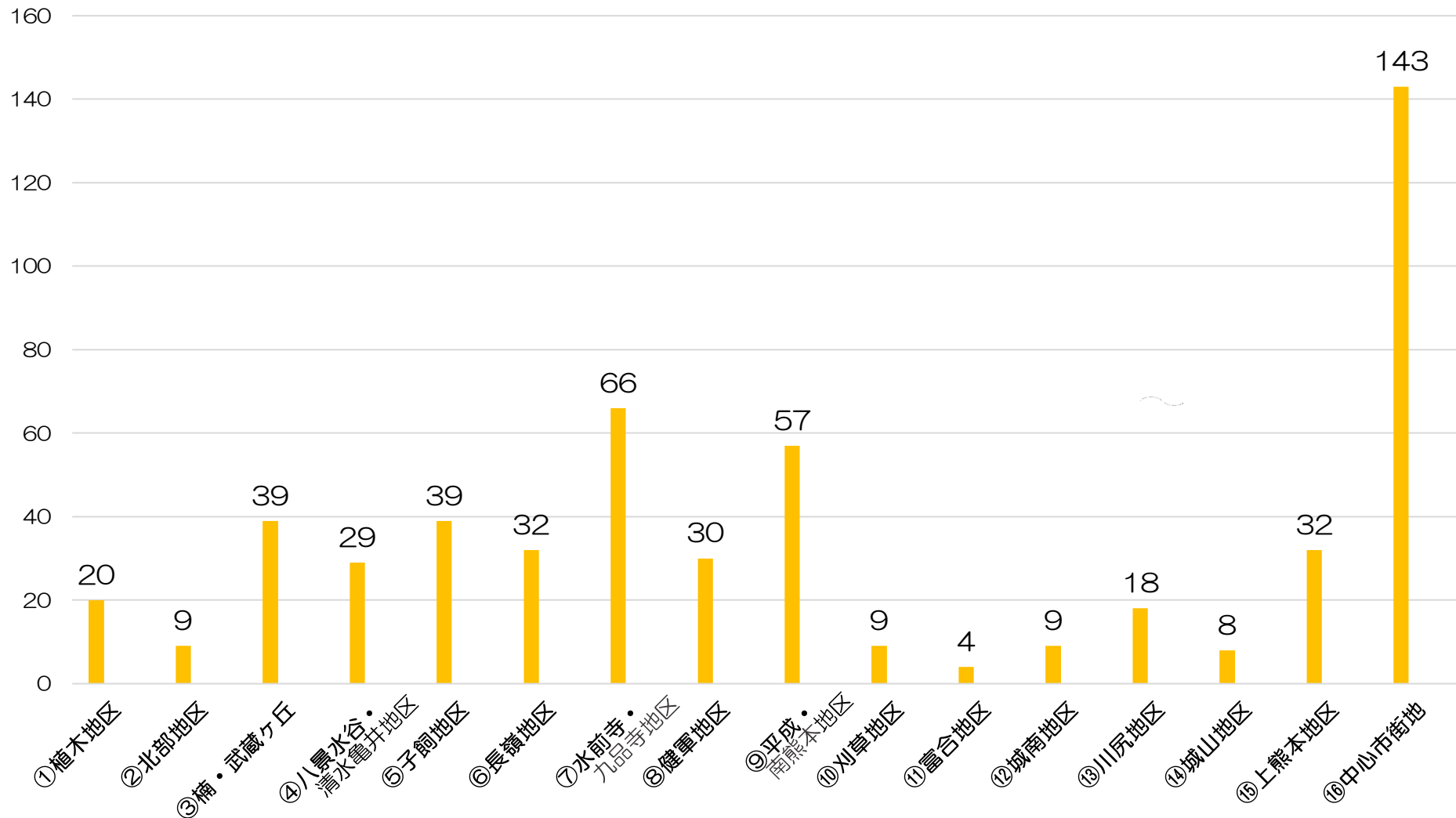
【各拠点における高齢者・障がい者の人口】



③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

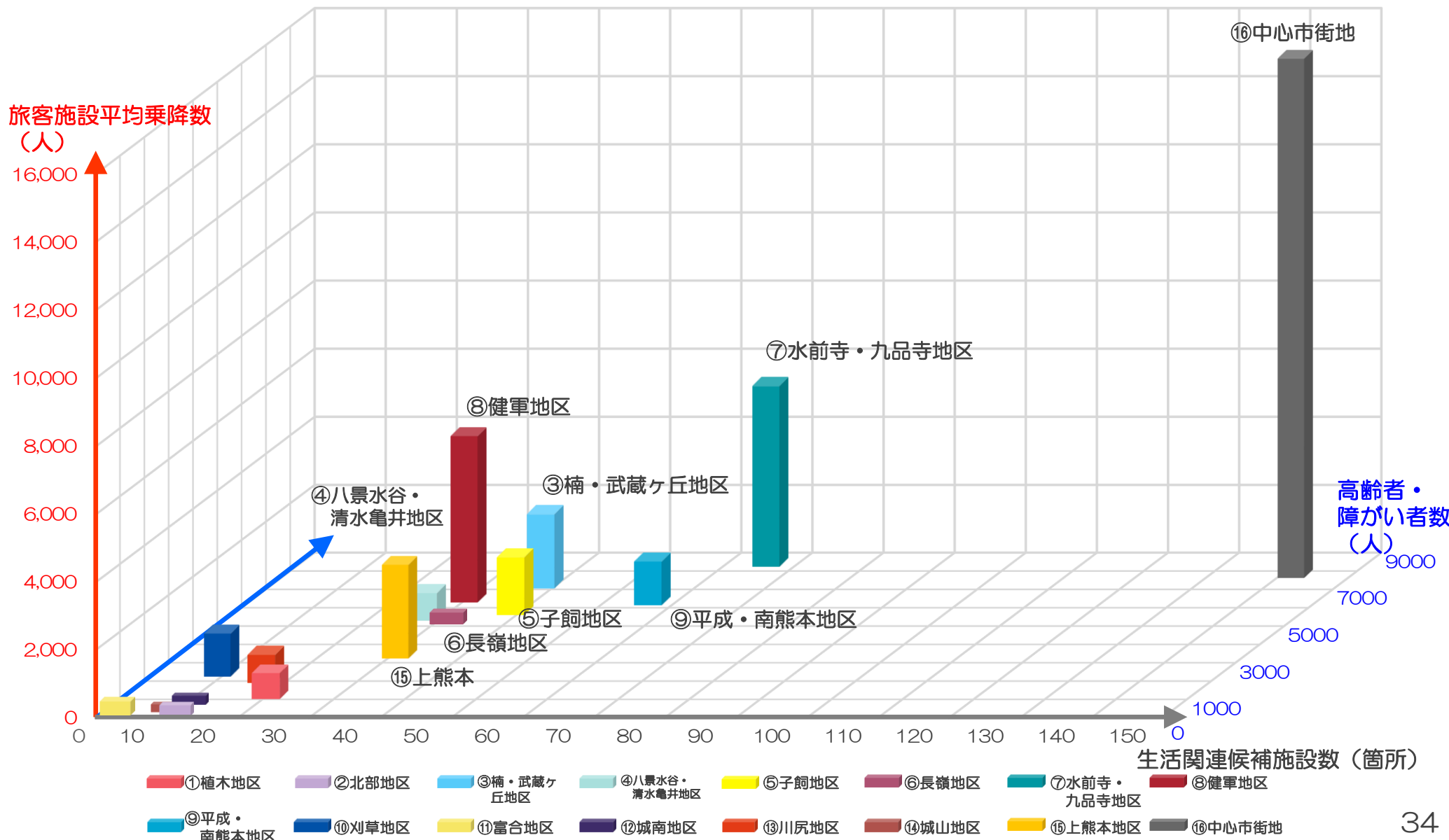
○各都市機能誘導区域内の生活関連候補施設数を拠点毎に比較

【各拠点における生活関連候補施設数】

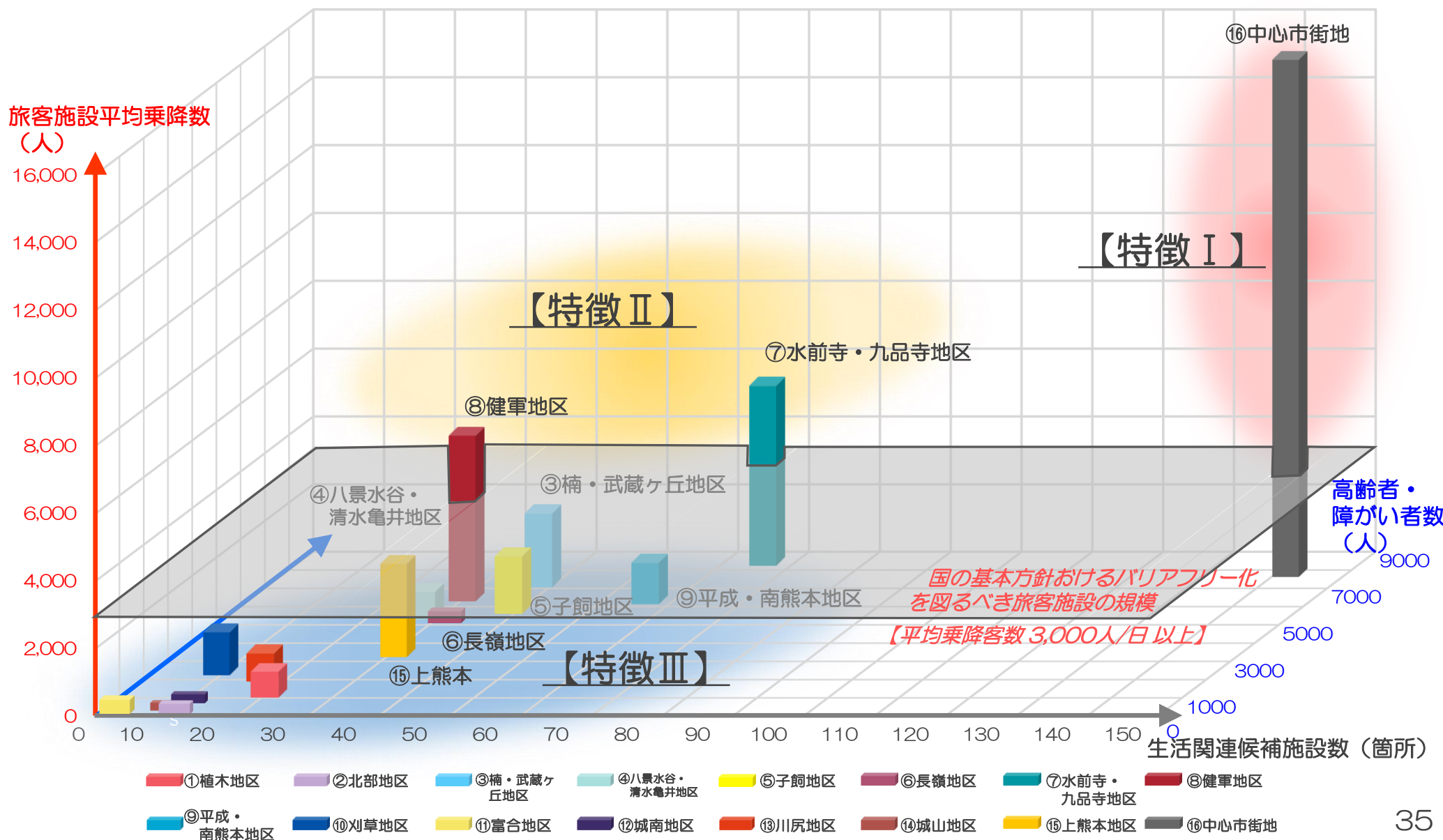


③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

○各拠点の**主要となる旅客施設の平均乗降客数**、**高齢者人口・障がい者手帳所持者数**、**生活関連候補施設数**を整理



③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針



③-3 移動等円滑化促進地区 及び 取組方針

【特徴Ⅰ】

熊本都市圏全体の核であり、都市機能が高次に集積しており、高齢者・障がい者数も多く、旅客施設の平均乗降客数、生活関連施設数は他の地区より突出している地区。

⇒ ⑩中心市街地

【特徴Ⅱ】

交通結節点となる地区であり、高齢者・障がい者数、生活関連施設数ともに多く、主要となる旅客施設の平均乗降客数については3,000人を超える地区。

⇒ ⑦水前寺・九品寺地区、⑧健軍地区

【特徴Ⅲ】

上記地区に比べ、旅客施設の平均乗降客数高齢者・障がい者数、生活関連施設数は少ない地区。

⇒ ①植木地区、②北部地区、③楠・武蔵ヶ丘地区、④八景水谷・清水亀井地区、⑤子飼地区、⑥長嶺地区、⑨平成・南熊本地区、⑩刈草地区、⑪富合地区、⑫城南地区、⑬川尻地区、⑭城山地区、⑮上熊本地区

旅客施設の平均乗降客数、高齢者・障がい者数、生活関連施設数どれも多く、バリアフリー化の促進が重要であり、取組等による効果も高い。

旅客施設の平均乗降客数高齢者・障がい者数、生活関連施設数は少ないものの、地域生活圏の核として、拠点の機能強化に資するバリアフリー化の促進も重要。

協議会等でのご意見や、まちあるき点検、アンケート調査等の結果を踏まえ地区を選定（居住誘導区域等についても、生活関連施等の配置状況や利用実態を踏まえ適宜検討）

③-4 バリアフリーに関するソフト施策
(心のバリアフリーについて)

③-4 バリアフリーに関するソフト施策

1 心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、「心のバリアフリー」（ソフト面）の推進も重要であることから、次に掲げる事項について記載

■心のバリアフリーについて

① 「心のバリアフリー」の必要性

- 障がいの有無等にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる「共生社会」の実現を目指しており、「共生社会」を実現していくということは、人々の生活や心に「障がい者」等という考え方（区切り）がなくなることを意味する。
- 共生社会を実現するためには、すべての人々が、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について、関心を持ち、理解を深め、協力することが求められることから、個人の行動に向けて働きかける取組である「心のバリアフリー」を推進していく必要がある。

② 「心のバリアフリー」を体現するためのポイント

- 障がいのある人への社会的障壁（利用しにくい施設・設備、観念等）を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養うこと。

③-4 バリアフリーに関するソフト施策

2 ソフト施策の展開

■ソフト施策の展開に必要な関係者の理解の増進及び協力の確保

- ①面的なバリアフリー化を実現し、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができる環境を整えるためには、ハード面の整備のみならず、市民その他の関係者の理解及び協力を得る。
- ②住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保を図るため、本市及び施設設置管理者等が、啓発活動等を行う。
- ③本市・施設設置管理者・市民等それぞれが役割を理解し、協力して取り組む。

【市民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する関係者の取組例】

○市の主な取組：障がい者サポーター制度

「障がい」について知る機会がなかった方や、障がいのある方と接する機会がなかった方に、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある方への支援につなげる取組。

「サポーター研修会」や「出前講座」を受講した市民の方を「障がい者サポーター」として認定し、自らが普及・啓発活動の担い手の役割を果たしていただく。

○取組例



障がい者サポーターシンボルマーク



認知症サポーターカード



マタニティマーク

③-4 バリアフリーに関するソフト施策

■関係者の理解の増進及び協力の確保に関する取組について (インクルーシブ*な公園の推進に向けた職員研修)

※インクルーシブとは・・・インクルーシブ (Inclusive) とは、「包含性、すべてを含む」という意味で、障がいのある子どもが排除されず、障がいがない子どもたちと共に活動できるような状態を表す意味で使われる。



インクルーシブな遊び場とは・・・

(株)コトブキ資料より

- 身体的な障害のみならず、発達障害や自閉症等、知的能力障害などあらゆる障がいの有無や国籍、性別の違いに関わらず、子どもがそれぞれの能力を最大限発揮できる。
- 価値観や先入観のない柔軟な子ども時代に子ども達が遊びを通して交流を持ち、互いの理解を深める。 等

【インクルーシブな遊具の5つのポイント】



誰もが公平に遊びに
チャレンジできる



感覚*を
使って楽しめる



自分にあった遊びを
選び、楽しめる



遊びにくい要因
への対処



つながりを
楽しめる

【インクルーシブな遊具】

○オムニスピナー



○三連サポート付きブランコ



③-5 届出行為について

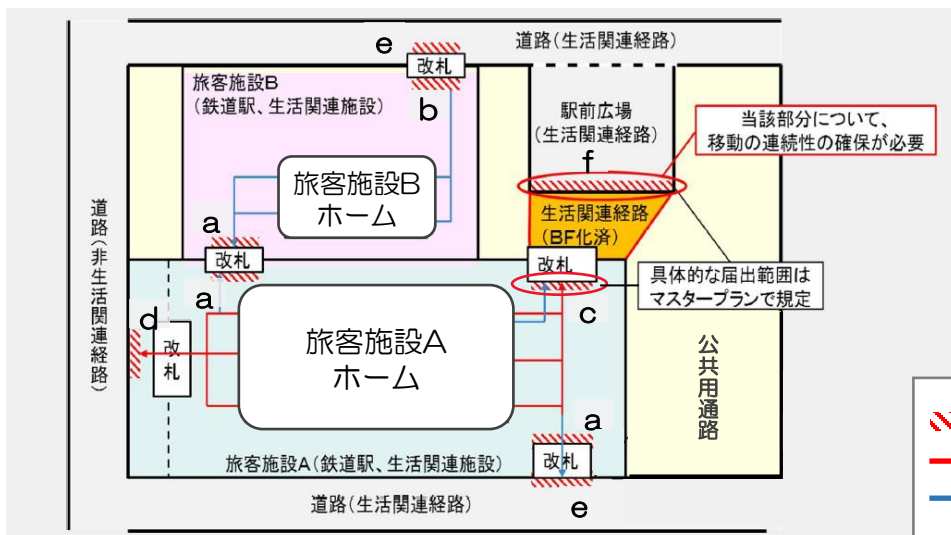
③-5 届出行為について

1 行為の届出に関する事項

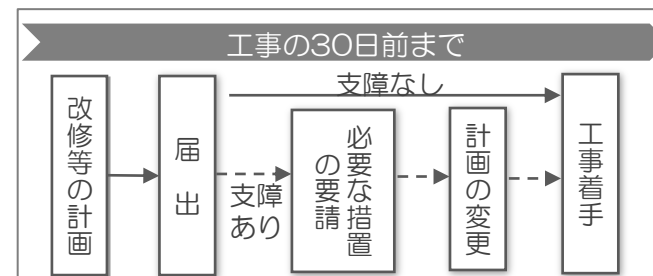
移動等円滑化促進地区内での届出制度（法24条の6）について、対象範囲や手続きの流れについて明示
 ⇒改修内容の事前確認や、必要に応じて内容変更等の要請を行うことにより、施設間の連携を図る

届出施設	対象となる行為 ※下線部についてマスタープランにて指定するもととされている
旅客施設 (生活関連施設) ※施行令25条	旅客施設（生活関連施設）のうち、下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 a. 他の旅客施設（生活関連施設）との間の出入口 b. 生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の出入口 c. 公共用通路等（道路以外）との間の出入口 d. ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路) ※施行令25条	道路（生活関連経路）のうち、下記に接する部分の新設、改築又は修繕 e. 旅客施設（生活関連施設）との間の出入口 f. 公共用通路等（道路以外）との間の出入口

《届出対象のイメージ》



《届出の流れ》



▨ : 届出対象範囲
→ : バリアフリールート
→ : 一般の通路

※上記届出対象施設以外においても、敷地内の通路と道路との境界部分について、道路管理者と協議の上、車椅子使用者等の移動等円滑化に配慮するよう建築主に対して指導するスキームを検討。

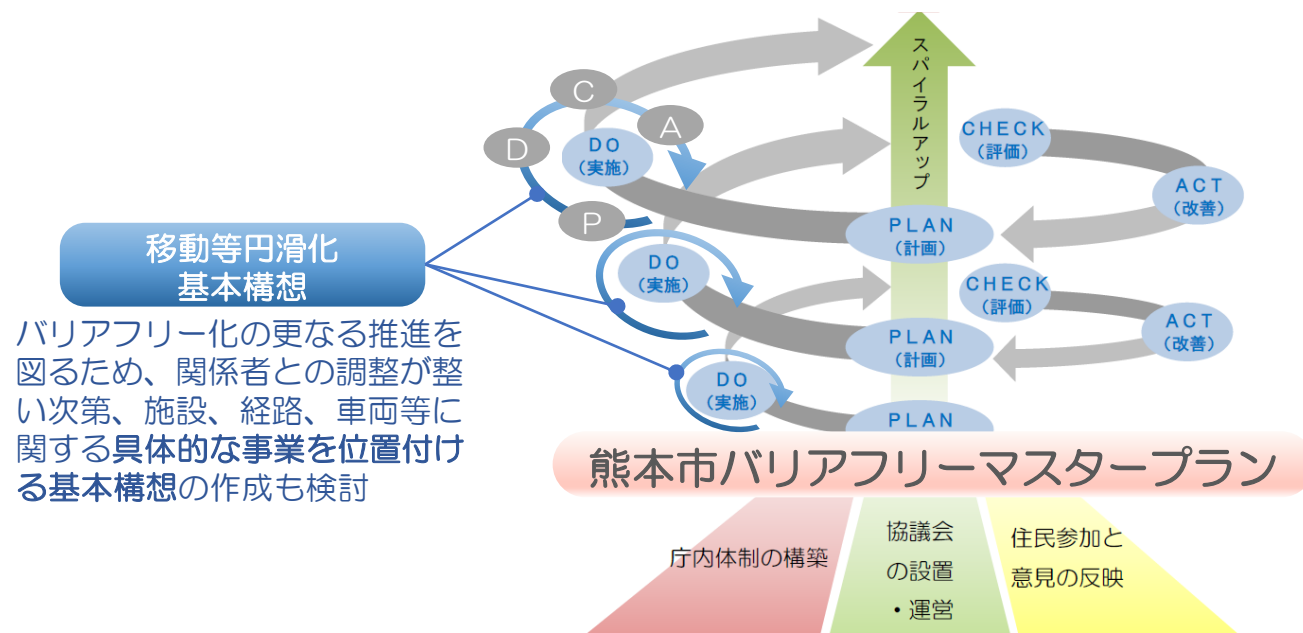
③-6 マスタープランの推進体制

③-6 マスタープランの推進体制

2 マスタープランの推進体制等

■協議会等の設置

本マスタープランの策定はもとより、継続した取組の推進（スパイラルアップ）を図るため、学識、施設管理者及び住民等で構成する協議会を設置し、関係団体とも意見交換を行いながら検討を進める体制を構築。



■マスタープランの評価

バリアフリー化の促進について、取組状況を確認するため、7総市民アンケート（毎年実施）のバリアフリーに関する項目等を評価指標とする

【7総市民アンケートのバリアフリーに関する項目】

- 障がいや病気の有無に関わらず、健やかでいきいきと暮らしていると感じる市民の割合
- 中心市街地が安全で快適に歩行し滞在できると感じる市民の割合

(3) 今後の意見聴取（市民参画）について

(3) 今後の意見聴取（市民参画）について

■ アンケート調査について（案）

項目	内容
目的・概要	マスタープランで位置付けることとなる移動等円滑化促進地区や、生活関連施設及び経路の検討にあたり、日常的によく利用する施設、経路、及びそれらでの課題などについて、地域の方々のご意見を伺うもの。 また、“心のバリアフリー”に関する認知度など、継続的に取組を評価する際の指標となり得る内容についても伺う予定。
時期	令和3年12月～令和4年2月のうち3週間程度
対象	市内在住の高齢者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人等を中心とした2,000人程度の市民
方法	①郵送配布・郵送回収 ②熊本市ホームページ ③直接対応 を組み合わせ実施予定 【設問内容】 <ul style="list-style-type: none">・障がいの有無や所在地・地域拠点等におけるよく利用する施設とそこへの交通手段・施設利用や移動時における課題など選択方式で10問程度を想定

(3) 今後の意見聴取（市民参画）について

■まちあるき点検について（案）

項目	内容
目的・概要	バリアフリーに関する課題などを確認・共有し、今後他施設等で参考にすべき点や課題を整理することを目的として実施。様々な施設が立地する中心市街地にて市民や当事者など参加のもと旅客施設、道路、建築物、駐車場などを現地で視察・点検を行うもの。
時期	令和3年12月～令和4年1月のうち半日（PM）程度
対象	本協議会関係者、市民 等
方法	旅客施設(バスターミナル・バス停・鉄軌道駅)、道路、建築物、駐車場におけるバリアフリーに対する配慮や、それらの接続性について検証を行う

(3) 今後の意見聴取（市民参画）について

【まち歩きの実施想定箇所】

